

## 新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 7月27日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）7月29日（水）午後10時より、コキンボ州コキンボ市、ラ・セレナ市、ロス・ラゴス州プエルト・モン市に対し、8月5日（水）午後10時まで7日間の義務的自宅待機措置を発令する。

（2）7月28日（火）より規制緩和計画の第2段階（移行期）に入る以下の地区における土日・休日の外出許可証は週1回のみ取得可能（土日・休日は義務的自宅待機措置が継続され、外出には引き続き外出許可証が必要であるため）。

（対象地区：首都圏州サンティアゴ市ラ・レイナ区、ラス・コンデス区、ロ・バルネチエア区、ニュニョア区、ビタクラ区、首都圏州コリナ区、ティルティル区、バルパライソ州サン・アントニオ市、サン・フェリペ市）

2 7月27日時点で、チリ国内では347,923名（死亡者9,187名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

### <情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

[https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)